

立川市高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市高齢者集合住宅の使用者の資格の範囲を拡大するため。

立川市高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例

立川市高齢者集合住宅条例（平成4年立川市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。</p> <p><u>(1) 65歳以上であること。</u></p> <p>(1)の2 <u>1人世帯又は65歳以上の親族（配偶者を除く。以下同じ。）若しくは60歳以上の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）との2人世帯（以下「2人世帯」という。）であること。</u></p> <p>(2)～(5) ……略……</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。この場合において、2人世帯であるときは、同居する親族又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方につ</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。</p> <p><u>(1) 65歳以上の1人世帯又は65歳以上の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の2人世帯（以下「2人世帯」という。）であること。この場合において、2人世帯のうち夫婦にあつては、1人が60歳以上であること。</u></p> <p>(2)～(5) ……略……</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。この場合において、2人世帯であるときは、同居する親族についても同様であること。</p>

いても同様であること。

(公募の例外)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わないで高齢者住宅を使用させることができる。

(1)～(3) ……略……

(使用料の減免及び徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則で定めるところにより高齢者住宅の使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1)～(4) ……略……

2及び3 ……略……

(承認事項)

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、別に市長の承認を受けなければならない。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

(高額所得者に対する通知等)

第19条の4 ……略……

2 使用者に配偶者以外の同居者がいる場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。

(高額所得者に対する明渡請求等)

第19条の5 ……略……

2及び3 ……略……

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた高額所得者が次の各号の

(公募の例外)

第7条 市長は、次の各号の一に掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わないで高齢者住宅を使用させることができる。

(1)～(3) ……略……

(使用料の減免及び徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則で定めるところにより高齢者住宅の使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1)～(4) ……略……

2及び3 ……略……

(承認事項)

第14条 使用者は、次の各号の一に該当する場合においては、別に市長の承認を受けなければならない。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

(高額所得者に対する通知等)

第19条の4 ……略……

2 使用者に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の同居者がいる場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。

(高額所得者に対する明渡請求等)

第19条の5 ……略……

2及び3 ……略……

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた高額所得者が次の各号の

<p>いずれかに該当する場合には、その者からの申出により明渡しの期限を延長し、又は明渡しの請求を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第20条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、使用者に対し、使用承認を取り消し、当該高齢者住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>2～6 ……略……</p>	<p><u>二</u>に該当する場合には、その者からの申出により明渡しの期限を延長し、又は明渡しの請求を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第20条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、使用者に対し、使用承認を取り消し、当該高齢者住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>2～6 ……略……</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。